

静 岡 市 報	号 外
	静岡市葵区追手町 5 番 1 号
	発 行 所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発 行 日 毎月 1 日・随時

監 査 公 表

静岡市監査公表第 2 号

地方自治法第199条第12項の規定により静岡市教育委員会から、また、同法第252条の38第6項の規定により静岡市長から措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

平成26年 6 月30日

静岡市監査委員	海 野 洋
同	杉 原 賢 一
同	三 浦 雅 司
同	白 鳥 実

記

1 平成25年度定期監査

(1) 過年度分及び現年度分歳入調定について〔学事課〕

【指摘事項】

市会計規則第40条第1項の規定により、出納閉鎖期日までに収入済とならなかった歳入金があるときは、収入未済金として翌年度に繰り越すこととなっており、同条第2項の規定により、繰り越された歳入金で、繰り越された年度の末日までに収入済とならなかったものは、直ちに翌年度に繰り越すこととなっている。それらの繰り越した歳入金は、同規則第16条の規定に基づき、直ちに調定し、第20条の規定により、直ちに会計管理者に調定の通知をしなければならないが、奨学金貸付金の返還に係る貸付金元利収入については、これらの手続がなされていなかった。

また、現年度分についても、同規則第16条に規定する調定及び第20条に規定する会計管理者への通知がされていなかった。

【措置の状況】（平成26年 6 月 3 日 報告）

指摘後、直ちに歳入調定及び通知を行いました。

当課では、貸付金を奨学金システムで管理していたため、市会計規則に定められている収入事務に対する意識が希薄であったことがその原因と考え、同様の指摘が生じない

よう、担当内で収入事務の手順を再度確認するとともに、奨学金システム操作マニュアルに市会計規則に定められている収入事務（調定）を同時に行うよう記載し、事務確認の実施を徹底しました。

(2) 郵券購入における支出事務について[学校給食課]

【指摘事項】

市予算規則第25条第1項の規定により、歳出予算を執行しようとするときは、あらかじめ支出負担行為伺書により、決裁を受けなければならないとされている。

また、物品を購入する際、納品書及び請求書の内容や日付等が適正に記載されているか確認し、空欄等内容が不備の場合には、業者に返戻し適正な記載を依頼すべきである。

しかし、郵便切手購入に関して、実際は8月5日に購入し納品書及び請求書を受領していたが、8月8日に購入していたこととして支出事務（支出負担行為及び支出命令）を行っていた。これは、納品書及び請求書の日付を空欄のまま受け取り、都合の良い任意の日付を記入していたことによるものである。その結果、実際に支払請求のあった8月5日から17日経過した8月22日に支払いがされており、事実上、支払遅延防止法に抵触していた。

このことは、平成22年度の定期監査の重点監査項目「消耗品の購入事務」においても指摘をしており、翌年度納入などの不適正な経理処理につながる可能性があることから、適正な取扱いを行うべきである。

【措置の状況】（平成26年6月3日 報告）

各学校給食センターで購入する消耗品等については、各センターで支出事務を行っていますが、当事案は、担当者の認識不足により、空欄等内容が不備の請求書を受領し、事務処理を行ったことが、不適正な経理につながったものです。

郵便切手の購入をはじめ、歳出予算を執行する際には、支払遅延防止法及び市会計規則に則り、適正な支出事務を実施するよう、監査結果報告とあわせ各学校給食センターへ通知しました。

また、監査結果報告を課内で供覧し、全職員が適正な事務処理方法について再度確認し、各担当者の業務を互いにチェックしあう体制をつくり、不適正な経理処理につながらないよう努めます。

(3) 積算金額の算出誤りについて[教育センター]

【指摘事項】

市契約規則第10条第2項の規定により、予定価格は適正に定めることとなっていることから、その根拠となる積算金額の算出に当たっては正確を期す必要がある。

しかしながら、静岡市北部複合施設清掃業務における委託料の積算金額の算出につい

ては、見積結果に影響はなかったものの、所要時間の計算誤りにより、正しい金額と比べ1,050円過少に積算されていた。

【措置の状況】（平成26年 6 月 3 日 報告）

書類による決裁時の確認が不十分であったことがその原因と考え、同様の指摘が生じないように、積算等の金額算出の際は読み合わせ及び手計算によるダブルチェックの実施を徹底し、チェック体制の改善を図りました。

2 平成23年度包括外部監査（水道事業及び下水道事業に関する財務事務の執行並びに経営に係る事業の管理について）

《施設管理》

(1) 下水道施設の老朽化対策について（下水道部）[下水道総務課]

【指摘事項】

老朽化対策のコストが非常に多額となるため、将来的には、下水道使用料を値上げして利用者に負担を求めるか、あるいは一般会計から財源を投入しないと、現状の施設を維持できなくなってしまうということも十分に考えられるため、将来に備えた長期的な資金対策を十分に検討し、実施していくことが必要である。アセットマネジメント手法による事業量と投資額の平準化のみならず、下水道事業での黒字分を内部留保として長期的に積み立てるなど、内部留保を手厚くし、独立採算を原則とする公営企業として、財務体質を強化することについても検討する必要がある。

また、下水道施設の老朽化対策の重要性や費用の必要性について、市民の理解を深めることも重要なことである。これらの取り組みについては、積極的に情報公開を行っていくことが必要である。

【措置の状況】（平成26年 6 月16日 報告）

既存施設・設備機器の老朽化に伴い、耐用年数超過による改築・更新需要が今後、急速に高まることが予想されることから、老朽化対策は下水道事業経営の重要課題として認識しており、現在施設の延命化などの対策に取り組んでいます。

この老朽化対策のほか、防災機能強化のための地震対策、浸水対策、水質保全のための公共下水道（汚水）の整備など建設需要は多岐にわたることから、限られた予算の中で着実に老朽化対策を進められるよう平成26年度に長寿命化計画を策定し事業量や事業費の平準化を図るとともに、下水道の利用を積極的に推進することによる使用料の増加や維持管理費の縮減などにより生じる利益を内部留保とすることで財務体質強化にも努めていきます。

また、老朽化対策の重要性についても市内5,000人を対象とした市民意識調査のアンケ

ート項目にしてPRを行うとともに、結果を静岡市広報で公表するなど積極的に情報公開を行いました。

(2) 下水道施設の耐震化について（下水道部）〔下水道計画課〕

【指摘事項】

東海地震を想定している静岡市が、今後10年たっても、耐震化率100%を達成できないというのでは、耐震化への取り組みが遅いと言わざるを得ない。

また、管きょについては、いつの時点で耐震化率100%を達成できるのかも未定である。まずは、耐震化率100%を目標とする計画を策定することが必要である。

また、耐震化の遅れは、市民生活に与える影響も大きいため、市民に対する説明責任として、耐震化計画を公表する必要がある。

地震の発生確率、発生時の市民への影響を考えると、出来るだけ、早期に耐震化率100%を達成する計画が望ましいのは言うまでもない。

【措置の状況】（平成26年 6 月16日 報告）

静岡市では、避難所等からの汚水を受け持つ下水道管や緊急輸送路に埋設された下水道管などを耐震上重要な管と位置付け、その管を対象に耐震化対策を実施しています。

平成24年度には、「静岡市下水道総合地震対策計画」を策定しましたが、耐震上重要な管は474kmとなり、対策のための事業費が膨大となるため、優先順位を付けたうえで、期間を短期、中期、長期に分けて実施していく計画としております。

なお、「静岡市下水道総合地震対策計画」を策定する際には、経営懇話会に説明し意見を伺うなどしており、計画については平成25年 7 月にホームページで公表しています。

《徴収事務》

(3) 下水道受益者負担金の債権管理の強化について（下水道部）〔下水道総務課〕

【指摘事項】

下水道事業受益者負担金に係る滞納債権圧縮目的を達成するためには、水道料金及び下水道使用料と同様に長期滞納者が納付意識の欠如による滞納者であるかどうかといった性質の類型化をする必要がある。

【措置の状況】（平成26年 6 月16日 報告）

平成25年度における長期滞納者のうち、高額滞納者に対し臨戸訪問及び電話による聞き取り調査等を実施し、滞納金額、交渉状況等についてデータ化したものを台帳として作成しました。また、調査を実施した際の折衝状況により30名の滞納者について、Aランクは「制度等に納得せず支払わない者」、Bランクは「支払う気持ちはあるものの個人的な事情（生活苦、経営不振等）により支払えない者」といったように類型化を進めてい

るところです。しかし、実態の把握は非常に困難なため、今後はより効率的な実態把握の方法を検討しながら、順次、データ化した台帳の更新及び折衝状況等による類型化を実施していきます。

《引当金》

(4) 修繕引当金について（水道部及び下水道部共通）〔水道総務課、下水道総務課〕

【指摘事項】

引当金の要件を満たした場合には、「発生主義の原則」にしたがって修繕引当金を計上し、期間損益計算の適正化による経営成績の適正表示及び財政状態の適正表示に努めなければならない。

地方公営企業法第20条第1項で定められている「発生主義の原則」にしたがって引当金を計上し、期間損益計算の適正化による経営成績の適正表示及び財政状態の適正表示という目的を達成するためには、具体的な修繕計画を策定したうえで、合理的に見積った修繕費をもとに修繕引当金を計上する必要がある。

【措置の状況】（平成26年6月16日 報告）

修繕引当金については、引当計上の要件を満たしているものがないか確認しましたが、該当するものではありませんでした。ただし、今後要件を満たした場合には引当計上していきます。

(5) 貸倒引当金について（水道部及び下水道部共通）〔水道総務課、下水道総務課〕

【指摘事項】

地方公営企業法第20条第1項に定められている「発生主義の原則」の考え方を適用し、期間損益計算の適正化による経営成績の適正表示及び財政状態の適正表示に努めなければならない。「発生主義の原則」に立てば、当然、引当金の計上要件を満たした貸倒引当金を計上し、回収見込のある債権のみを資産に計上する必要がある。

期間損益計算の適正化による経営成績の適正表示及び財政状態の適正表示という地方公営企業会計の目的を達成するため、貸倒引当金に関する適正な計上基準を定めて、その基準に基づいて計上する必要がある。

【措置の状況】（平成26年6月16日 報告）

貸倒引当金については、会計規程に計上基準を定め、平成26年度当初予算に計上しました。

3 平成24年度包括外部監査（高齢化対策事業の事務の執行について）

《高齢者福祉事業》

(1) 敬老事業：敬老行事補助金のあり方について [高齢者福祉課]

【指摘事項】

敬老行事に対する補助事業は、住所地と年齢の要件を充たしたすべての高齢者を対象に行われ、対象者の人数に2,500円を乗じた金額を限度として、補助金が交付される。公平性の視点からみると、対象者が受益する金額は1人当たり2,500円相当の金額が適正であるが、現状では、参加者と不参加者との間で、2.2倍～3.7倍の差が生じている自治会及び町内会がある。その要因としては、不参加者が2,500円未満の受益金額しか受け取っていないことがあげられる。

静岡市は、各自治会及び町内会の参加者及び不参加者の1人当たり受益金額の差異の発生状況など実態を調査のうえ、公平性に問題があるのかどうか検討を開始する必要がある。

【措置状況】(平成26年 6 月16日 報告)

本市の敬老事業は、平成25年 8 月に実施した「さいこう静岡！静岡市事務事業市民評価会議」の評価結果を踏まえ、平成26年度から、自治会等関係団体からなる「(仮称) 敬老事業検討委員会」を立ち上げ、自治会などの実施主体へのアンケート調査及び市民意識調査の調査結果、他政令指定都市の敬老事業の実施状況などを参考に、1人あたりの受益金額の差異と公平性の課題を含め、今後の敬老事業のあり方を検討します。

平成27年度には、敬老行事補助金の交付、敬老祝金の贈呈及び敬老祝品の贈呈からなる本市の敬老事業全体の方向性を示し、平成28年度から新たな敬老事業を実施します。

(2) 敬老事業：敬老行事補助金のあり方について [高齢者福祉課]

【指摘事項】

敬老事業の支出については、打上げや反省会といった本来であれば市の補助金対象とはならない支出まで、補助金の対象となっている可能性がある。今回の監査では、補助金の使用状況に関するチェックが、不十分であると判断された事例が散見された。静岡市は平成21年度の包括外部監査での指摘を受けて、措置状況を公表しているが、敬老行事補助金については、改善状況が不十分であると言わざるを得ない。

今後の対応として、補助金の使用状況に関するチェック体制を見直し、具体的な改善策を検討する必要がある。

【措置の状況】(平成26年 6 月16日 報告)

平成25年度は、6月下旬の敬老行事補助金申請書類一式を自治会等の実施主体327か所に配付した際に、「静岡市敬老行事補助金に関するお知らせ」で平成24年度の包括外部監査の指摘事項を示した他、収支報告書の様式変更をすることや、補助対象経費と補助対

象外経費を具体的に示し、周知に努めました。

10月以降、随時提出される実績報告書類一式を1件ごと領収証の表記や単価、個数等の明記がされているかどうかなどのチェックも行い、105の実施主体に対して、書類の不備や印鑑の押印漏れなどの是正の指導を行い、口頭指導に加え、2つの実施主体に対して、文書による指導を実施するなどチェック体制の強化を図りました。

今後も、実施主体から提出される実績報告書のチェックを継続的に行い、現行チェック体制を維持していきます。

(3) 敬老事業：敬老行事補助金のあり方について [高齢者福祉課]

【指摘事項】

これまで述べた公平性の問題、チェック体制の強化、参加率の向上といった改善要望を実現するためには、現行の敬老行事の実施主体及び実施内容等の見直しが必要になると考える。また、現行の補助金の交付要綱を前提にすると、今後も敬老行事補助金の額を増やしていかざるを得ない。厳しい財政状況を考慮すると、現行の補助金の交付要綱を見直す時期にきているのではないかと考える。

敬老行事をもっと魅力あるものにするために、幅広く市民の声を取り入れながら、敬老行事の実施主体及び実施内容等を含めた検討を開始する必要がある。

【措置の状況】(平成26年 6 月16日 報告)

本市の敬老事業は、平成26年度に、自治会等関係団体からなる「(仮称) 敬老事業検討委員会」を立ち上げ、今後の敬老事業のあり方を検討します。

当事業を見直すにあたり、平成26年 7 月、市内の20歳以上の男女、5,000人を対象にした市民意識調査を行い、敬老事業について幅広い世代の市民の意見を聴取します。

また、この検討委員会では、自治会などの関係団体等から推薦された委員や市民の意見を聞き、敬老事業のあり方を検討します。

平成27年度には、敬老行事補助金の交付、敬老祝金の贈呈及び敬老祝品の贈呈からなる本市の敬老事業全体の方向性を示し、平成28年度から新たな敬老事業を実施します。

(4) 二次予防事業対象者把握事業：チェックリスト未回収者への対応について [高齢者福祉課]

【指摘事項】

二次予防とは、要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる高齢者を早期に発見し、早期に対応することをいう。二次予防事業対象者把握事業の目的は、二次予防事業対象者を適切に把握することにあるが、現状では、「介護予防基本チェックリスト」の返送率が低く、未回収者が多くなっている。未回収者の中には、潜在的な二次予防事業の対象者が存在する可能性が高いと考えられ、未回収者の実態調査をすることは

極めて重要であるが、未回収者の状況を把握するための対応はとられていない。

厚生労働省による「地域支援事業実施要綱」では、未回収者について、その心身の状態を把握することに努めることを求めている。未回収者への電話・個別訪問等を実施し、未回収者の実態を把握する必要がある。

【措置の状況】（平成26年6月16日 報告）

平成24年度の介護予防基本チェックリストの当初の回収率は、60%でありましたが、再提出を促す勧奨通知を発送したことで、86%の回収率と改善されました。

未回収者の実態把握については、平成25年度、前年度のチェックリスト未回収者の中から約1割を抽出、訪問対象として、看護師による訪問調査を実施しました。

この結果、二次予防事業が必要な高齢者はその内の15%で、残る85%の高齢者は、いわゆる元気高齢者であり、未回収者が潜在的な二次予防事業の対象者と言い切れないということが調査により判明しました。

今後も、勧奨通知を発送することにより、チェックリストの回収率向上に努めます。

(5) 紙おむつ支給事業：紙おむつ支給対象者の要件について [高齢者福祉課]

【指摘事項】

静岡市では、比較的介護度が低いとされる要支援者及び要介護度1～2の認定者を紙おむつ支給対象者の要件に含めており、他の政令指定都市と比較すると、支給対象者を幅広くとらえている。財政状況が、ますます厳しくなっていく中、紙おむつ券の支払実績は年々増加傾向にあり、これから団塊の世代が新たに高齢者になることを踏まえると、支払実績は着実に増加していくことが予想される。

介護及び高齢者福祉の専門家、医療関係者など様々な意見を取り入れながら、支給対象者の要件について検討を開始する必要がある。

【措置の状況】（平成26年6月16日 報告）

本市の紙おむつ支給事業は、平成25年8月に実施した「さいこう静岡！静岡市事務事業市民評価会議」の評価結果を踏まえ、次のような見直しを実施しました。

平成26年度から、支給対象者要件を介護度3以上を基本とするものの、

- 1 この事業の対象者が介護認定を受けている高齢の低所得者であるため、消費税が増税された平成26年度は現行どおり実施する。
- 2 平成27年度は、要支援1から要介護2までの対象者への部分減額を実施する。
- 3 平成28年度には、対象者を原則要介護3以上とするとともに、他の政令指定都市の支給額も勘案し、支給月額の見直しを実施する。

しかし、平成27年度には更なる消費税増税が予定されていることから、この状況によ

っては、支給対象者要件の再考もあり得ると考えています。

(6) シルバー人材センター運営補助金事業：補助等の対象経費について [高齢者福祉課]

【指摘事項】

交際費や飲食代等の冗費としての性格を含みやすい費用が、補助対象経費となっている。このような費用については、詳細にその用途を調査し、その内容を把握のうえ、補助対象経費としての妥当性を判断する必要があると思われるが、そのような調査は行っていない。

補助対象経費となるのは、経費のうち、静岡市が必要であると認めたものに限られることから、実績報告書に計上されている補助対象経費の内訳を検討し、支出ごとに補助の対象とすべき経費であるか否かの判断を行う必要がある。

【措置の状況】 (平成26年 6 月16日 報告)

平成25年度は、シルバー人材センターに平成24年度の包括外部監査の指摘事項を伝えました。

また、平成24年度の実績報告書について、報告書に計上されている補助対象経費を確認し、支出ごと補助の対象とすべき経費であるか否かのチェックを行いました。

この結果、交際費や飲食代等の冗費としての性格を含みやすい費用が、補助対象経費となっていることは認められませんでした。

今後も、継続して実績報告書受領後の内訳確認を行うとともに、支出ごと補助対象とすべき経費であるか否かのチェックを行っていきます。

(7) 静岡市老人クラブ連合会運営補助金事業：補助等の対象経費について [高齢者福祉課]

【指摘事項】

静岡市老人クラブ連合会運営補助金では、交際費又は役員のみでの飲食会に要する経費に相当する金額は、補助対象経費とはならないため、役員研修旅行参加費のような費用については、連合会が参加者から費用の一部を自己負担金として徴収している。しかし、自己負担額がある支出にもかかわらず、市が支出額の全額を補助対象経費として認めたものがある。このような費用については、詳細にその用途を調査し、その内容を把握のうえ、補助対象経費としての妥当性を判断する必要があると思われるが、そのような調査は行っていない。

市が補助対象外経費であると判断したものについては、補助対象経費から除外されることから、実績報告書に計上されている補助対象経費の内訳を検討し、支出ごとに補助の対象とすべき経費であるか否かの判断を行う必要がある。また、その判断に際しては、自己負担額の妥当性も確認する必要がある。自己負担額が妥当と判断されるのであれば、補助金交付額の確定時に自己負担額を減額する処置が必要になると考える。

【措置の状況】（平成26年6月16日 報告）

平成25年度は、実績報告書受領後、報告書に計上されている補助対象経費の内訳を確認しました。

ご指摘の役員研修旅行参加費など、連合会が参加者から費用の一部を自己負担金として徴収している研修旅行及び研修会など、老人クラブ連合会と協議を実施し、原則飲食を伴う研修旅行及び研修会については、補助対象外経費とすることとしました。

また、現状の実績報告書の改善、会計帳簿及び関連する証ひょうの整理を指示しました。

今後も、継続して実績報告書受領後の内訳確認を行うとともに、支出ごと補助対象とすべき経費であるか否かのチェックを行っていきます。

《過年度包括外部監査の指摘事項等の措置状況》

(8) 補助金：適切な効果の測定・検証について [高齢者福祉課]

【指摘事項】

高齢者福祉課の「事務事業総点検作業結果」を見ると、「活動指標」や「成果指標」には数値目標が設定されていないもの、「達成度」が「A」となっているものが多く、「所管課の意見」については、何も記載されていないものが多いことがわかる。補助金の数値目標については、平成21年度の包括外部監査報告書において、「市は、原則として、数値目標を設定し、補助金等の効果の測定を実施すべきである。」と指摘しているところである。また、数値目標ではない指標の達成度がすべてAとなっていることは、当初の指標の設定が甘いのではないかという疑問を感じざるを得ない。さらに、所管課の意見の記載がないことは、事業の見直しを所管課自らが行うという「事務事業総点検」の意図が、事実上、達成できていないことに他ならない。

補助事業については、「活動指標」と「成果指標」の見直しを行い、数値目標の設定を検討すべきであるとともに、事務事業総点検表には、所管課の意見を必ず記載する必要があると考える。

【措置の状況】（平成26年6月16日 報告）

平成25年度の「事務事業総点検」から「活動指標」と「成果指標」を可能な限り数値での記載とし、「達成度」の判定を客観的に判断できるように見直しを行いました。

また、所管課の意見を必ず記載することにより、PDCAサイクルを確実に実施し、適切な効果の測定・検証をし、事務事業の見直しを行うようにしました。

《要介護認定》

(9) 申請から調査実施までの日数：調査の実施希望日について [介護保険課]

【指摘事項】

調査実施日の日程調整について、現状では、受理した申請案件を調査員へ割り振り、各調査員が申請者や家族に電話をし、調査の希望日を確認してから行っている。しかし、調査員が電話をしてから日程調整をスタートさせるよりも、申請の時点で希望の日時を把握しておき、希望の日時では調査が困難な場合にのみ、日程調整するほうが、スケジュール管理上の効率がよいと考えられる。

申請者が希望する調査日と時間などを、申請書に記入してもらう方法等についても、検討する必要があると考える。

【措置の状況】（平成26年6月16日 報告）

日々の申請に対して順次日程を決めているため、希望日・希望時間という限定した内容では、既に調査員のスケジュールが埋まっている場合が多いために、希望に応じることは難しい状況です。

都合の良い日という限られた日時での日程調整を行うよりも、都合が悪い日を把握して、その日に該当しない日で調整をした方が効率的であるため、現状の申請書にある「調査不可日等」の記入欄の活用は継続しつつ、担当者が調査員全体のスケジュール管理を行うことで、日程調整の効率化を図ることとしました。

(10) 申請から調査実施までの日数：スケジュール管理について [介護保険課]

【指摘事項】

申請から調査の実施までの過程においては、調査員によって、電話連絡や調査を実施するまでの日数に差が大きく生じており、スケジュールの組み立て方に、調査員の個人差が現れている状況にある。

調査員に対する割振りから調査実施日の日程調整については、調査員とは別にスケジュール担当者を配置し、調査員全体のスケジュールを客観的に管理することが必要と考える。これにより、調査員による主観的な判断に基づく作業の遅れや、調査実施までの進捗状況のバラつきを軽減させ、調査員は調査に集中することが可能になると考える。

【措置の状況】（平成26年6月16日 報告）

調査員を指導する職員（保健師）が、調査の実施状況や対象者の状況などを勘案して、随時調査を割り振り、進行管理も行うなど、調査員全体のスケジュール管理を担当することとしました。

(11) 調査票作成からシステム入力までの日数：清水区の点検方法について [介護保険課]

【指摘事項】

清水区では、葵区・駿河区に比べ、調査票の点検に時間がかかっているが、その理由

として、清水区では、同じ調査員への問い合わせは、ある程度件数がたまってから、まとめて行っていることが挙げられる。

調査員に対する問い合わせについては、原則として、その都度実施することとし、仮にまとめて問い合わせするにしても、保留可能な日数には限度を設けるべきである。

【措置の状況】（平成26年6月16日 報告）

委託調査票の点検における調査員への問い合わせは、原則、確認事項が発生した都度実施するようにしました。

また、回収した調査票は、受理した日付を記入し、他の区と同様に受理してから7日を目途として問い合わせを完了するようにしました。そして、従来、一部の職員で行っていた点検を担当全員で行うことにしました。

(12) 調査票作成からシステム入力までの日数：調査員の指導について [介護保険課]

【指摘事項】

アンケートの結果を見ると、調査票の点検過程に時間を要する理由として、調査票の修正とともに、調査員の個別指導を行っていることが挙げられており、ここに時間がかかっていることがわかる。しかし、調査員の指導を行うこと、すなわち、調査員の能力不足を理由に、申請者を待たせることについて、申請者の理解が得られるかは疑問である。

調査票の点検と調査員の指導は、切り離して考える必要があると考える。調査員を指導することよりも、まずは、調査票の修正、システム入力を速やかに行うことを優先すべきである。また、調査員の指導については、別途、研修やミーティングを重ね、レベルの向上を図る手法を徹底すべきと考える。

【措置の状況】（平成26年6月16日 報告）

調査票の内容点検は、記入誤りや選択誤りなどを調査員に確認の上で修正を行うなど、調査員に対する指導とは別に実施することにしました。

また、調査員に対する指導は、従来の新任研修及び現任研修に加えて、新たに新任研修受講後のフォローアップ研修を設けました。

さらに全ての研修は調査員として従事するための必須研修とし、調査員のレベル向上を図ることにしました。

(13) システム入力後、一次判定までの日数：主治医意見書の入手について [介護保険課]

【指摘事項】

主治医意見書を回収するまでの平均日数は、病院が19.4日、診療所が15.1日と、予定日数17日と比べ、特別大きな差異が出ているわけではない。しかし、中にはこれだけで、

法定期限である30日を超えているケースも少なくない。

主治医意見書の入手を早めるためには、これを申請時の添付資料として義務化してしまうという方法も考えられる。まずは、回収に時間がかかる特定の病院・診療所に対してだけでも、主治医意見書を申請時の添付資料とすることについて、検討することが望ましいと考える。

【措置の状況】（平成26年 6 月16日 報告）

主治医意見書の回収に時間がかかる病院は主として総合病院であることから、定期的に「速やかな提出のお願いの通知」と医療関係者による会議などで協力依頼を行うことにしました。

また、主治医意見書の提出が至急必要な対象者については、対象者に「至急マーク」が表示できるようシステム化し、意見書や封筒にも「至急」を表示することで、事務担当者から主治医への書類の送付が速やかになされるよう改善しました。

《介護給付》

(14) 介護報酬請求の適正化のための取り組みについて [介護保険課]

【指摘事項】

静岡市は、介護保険サービス事業者等に対する指導監督において、介護給付費過誤申し立てに係る分析の情報及び国保連合会の介護給付適正化システムの情報を有効に活用するところまでには至っていない。

まずは、介護保険サービス事業者等に対する指導監督に活用する目的で、介護給付費過誤申し立てに係る分析を実施する必要がある。具体的には、過誤申し立てに関する情報を年度毎に事業者別、誤りの内容別等にデータベース化して、どのようなサービスを提供している事業者が、どのような誤りが多いのかを分析・把握し、誤りが多い項目を集団指導で注意喚起する、または実地指導での重点調査項目にすることなどの利用が考えられる。併せて、国保連合会の介護給付適正化システムについても、請求誤りに関する情報を介護保険サービス事業者等に対する指導監督に活用し、前述したような利用をすることで、より有効な集団指導や実地指導が期待できると考える。

【措置の状況】（平成26年 6 月16日 報告）

過誤申し立てに関する情報は、平成25年 4 月分から毎月データベース化し、事業者指導担当と共有することになりました。また、過誤情報は傾向を把握したうえで、事業者の集団指導や実地指導において、報酬請求に際し誤りの無いよう確認するように注意喚起を実施しました。

国保連合会の介護給付適正化システムの活用に関しては、効果的、効率的に活用できる確認項目を抽出のうえ、平成24年 3 月から活用し、請求誤りの可能性のある事業者に

対して請求内容が判断できるケアプラン等の文書提出を求める等により確認を行い、必要に応じて指導を行うようにしました。

《介護保険サービス事業者等に対する指導監督》

(15) 介護保険サービス事業者等に対する指導監督機能体制について [介護保険課]

【指摘事項】

平成24年度に静岡市が実地指導を行う予定の事業所数は、事務事業の移譲前に静岡県が行っていた実地指導件数の3分の1程度にとどまっており、実施頻度の水準が下がっている。同時期に移譲を受けた浜松市では、静岡市よりも担当者数も多く、事前準備として静岡県との人事交流を実施しており、その結果、実地指導を行う予定の事業所数は、移譲後も高い水準を保持している。静岡市は平成24年4月1日からの事務事業の移管で、業務量が膨れ上がることが容易に予想される状況であったにもかかわらず、それに対応するための準備が不十分であったと言わざるを得ない。

静岡市は、移譲前に静岡県が実地指導を行っていた事業所数の水準を維持できるような指導監督体制を構築する必要がある。

【措置の状況】（平成26年6月16日 報告）

平成24年度から3名の職員を増員して、現在、2係12名の体制で指導監督業務を実施しています。

引き続き、外部研修の受講等により職員の資質向上に努め、さらに、指導の技術、手法、経験を蓄積して、適切な指導を行うとともに、平成26年度は静岡県が事務移譲前に実施していた割合（約36%）と同程度の実地指導の事業所数を予定しています。

平成24年度実績 静岡市 82事業所（82/860≒10%）

平成25年度実績 静岡市 271事業所（271/888≒30%）

平成26年度予定 静岡市 326事業所（326/924≒35%）